

財政援助団体等監査結果報告

[マックアース・東急コミュニティー・六甲技研グループ]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	沖久正留

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和2年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

マックアース・東急コミュニティー・六甲技研グループ（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（市立自然の家）に係る出納及びその他の事務で、主として令和元年度執行の事務

2 監査の期間

令和2年8月24日～令和2年12月18日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 市立自然の家（以下「自然の家」という。）

自然の家は、自然環境の中での野外活動及び集団活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の生涯学習に係る機会の提供に資することを目的として設置されている。

所在地 神戸市灘区六甲山町中一里山1番地の1

建物概要等

・敷地面積 235,128 m²

・竣工時期 摩耶施設 昭和37年11月 ※平成3年建替 構造：鉄筋コンクリート造
3階建

六甲施設 昭和48年8月 構造：鉄筋コンクリート造3階建

キャビン施設 昭和38年1月 構造：木造（一部ブロック造）1階建

テント施設 昭和38年1月 構造：木造1階建（メインロッジ）

・延床面積 摩耶施設 2,728 m² 六甲施設 2,599 m²

キャビン施設 593 m² テント施設 250 m²（メインロッジ）

・施設内容 摩耶施設：宿泊室、スタッフルーム、多目的ホール、研修室、浴室、食堂

六甲施設：宿泊室、スタッフルーム、体育館、研修室、浴室、食堂

キャビン施設：メインキャビン、宿泊棟（キャビン）、カナディアンハウス、
シャワー

テント施設：メインロッジ、テントサイト、シャワー

駐車場：第一・第二駐車場

・野外活動施設 キャンプファイヤー場、アーチェリーの里、冒険の里（フィールドアスレチックコース）、はだしの里、炊さんの里、四季の里、野鳥の里、オリエンテリングコース、カヌー場（穂高湖）、マイングランド

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 マックアース・東急コミュニティー・六甲技研グループ

代表者 株式会社マックアース

（その他の構成員）株式会社東急コミュニティー、有限会社六甲技研

② 選定理由

指定管理者選定のための公募を実施したところ、2団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において応募者からの提案書類に基づき総合的に評価された結果、当該団体の提案が、施設の運営に関する項目について、経験やノウハウを踏まえた提案がされており、適切で安定的なサービスを供給できること、また、サービス内容に関する項目について、利用者満足度の

向上策や食事等の提供業務、キャンプを中心とした多様な野外活動の開催など、具体性や実現性が高いこと等が評価され、総合的にみて安定的な管理運営が可能と判断され、指定管理者として選定されている。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の維持管理業務、施設の運営業務、野外活動への支援指導業務、給食等の提供業務、利便施設の運営業務、自主事業の企画・実施等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第1表 業務量の比較

(単位 比率：%)

項目	令和元年度	平成30年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
利 用 者 数				
六 甲	10,189人	9,839人	350人	3.6
摩 耶	12,024人	11,905人	119人	1.0
キ ャ ピ ン	1,029人	716人	313人	43.7
テ ン ト	605人	535人	70人	13.1
デ イ	5,952人	6,445人	△ 493人	△ 7.6

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第2表 指定管理料の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	令和元年度	平成30年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	金額		
指 定 管 理 料	88,092	89,031	△ 939	△ 1.1
(う ち 修 繕 費) ※	(3,619)	(3,586)	(33)	(0.9)

※ 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和元年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、A(提案内容の達成度や過去実績との比較を踏まえて、概ね良好な管理運営がなされている)となっており、その所見は「夏場の営業が好調だったため、新型コロナウイルス感染症の影響があっても利用状況は昨年度を上回ったが、目標には届かなかった。」

「学校利用の減少に伴い、利用者数が減少しており、教員の多忙化などもあって学校利用が増える見込みはないのだろう。公の施設として今後も維持していくのならば、どう運営していくのかをよく検討してほしい。」となっている。

5 監査の結果

自然の家の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

① 共同事業体協定書を締結するべきもの

共同事業体の構成団体間の責任分担等を確認するため、共同事業体協定書の提示を指定管理者に求めたところ、作成していないとのことであった。

また、施設維持管理業務については、共同事業体の代表団体である株マックアースから構成団体である株東急コミュニティへの管理委託契約が締結されていた。

神戸市の「神戸市立自然の家指定管理者応募要領」(平成 29 年 7 月神戸市教育委員会) では、「12 応募資格等について (1) 共同事業体での応募」で、「共同事業体を結成する場合は、応募時に「共同事業体結成届出書 (★様式 3)」を提出していただきます。また、指定管理者候補者の選定後速やかに、代表者の権限や構成団体間の責任分担等を明記した「共同事業体協定書」を締結し、協定書の写しを提出してください。」とされている。また、府内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「8.4 応募要領作成にあたって特に留意が必要な事項 8.4.14 共同事業体の取り扱いに関する記載」で、「複数事業者が共同して指定管理者となる共同事業体形式を取る場合には、共同事業体内部での責任を明確に規定する必要があります。そのため、応募時に「共同事業体結成届出書」を提出させるとともに、指定議案の審査時までに「共同事業体協定書」を提出させる必要がありますので、その旨記載してください。」とされている。

応募要領に基づき、共同事業体内部での責任分担等を明確に規定するため、共同事業体協定書を締結するべきである。

また、神戸市所管局は、手続き漏れがないか確認できる仕組みを構築するとともに、指定管理者を指導するべきである。

② 指定管理業務にかかる銀行口座名義を共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの

指定管理業務で使用している銀行口座の名義を確認したところ、指定管理料収納口座を共同事業体の代表団体である株マックアース名義で作成していた。

神戸市の指定管理者制度における共同事業体については、制度全般に関する基準が整備されていないが、府内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）を開設させて管理させてください。」とされている。また、「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」では、共同事業体協定書のひな型の中で、「当事業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とされている。なお、この様式集の目次には、「この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて、適宜必要な修正を加えてください。」と記されている。

以上のことから、共同事業体の名称を冠した銀行口座名義とすることは、マニュアル上義務付けられていないが、共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合、その名義の会社が破産したときに、口座に入金された指定管理料の帰属にリスクが生じる。

共同事業体固有の財産と峻別するため、神戸市所管局は、共同事業体の名称を冠した口座を設けるよう、指定管理協定や仕様書で示し、遵守させるべきである。

③ 決済用預金口座により資金管理をするべきもの

指定管理業務で使用している銀行口座を確認したところ、決済用預金ではない口座があった。「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）を開設させて管理させてください。」とされている。また、指定管理者協定書においても、第6条第2項で「甲（神戸市）は、乙（指定管理者）が設け、予め甲に届け出た専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）に、第5条第3項に規定する使用料返還金に係る費用を入金するものとする。」とされている。

決済用預金口座により、資金管理をするべきである。

④ 協定書の規定のとおりに事業報告書を提出し指定管理料の精算を行うべきもの

指定管理者協定書第14条第2項によると、指定管理者は年度終了の翌月末日までに、事業報告書を神戸市に提出しなければならないとされている。

これに基づき神戸市に提出された「2019年度神戸市立自然の家管理運営業務報告書」では、提出日の記載や神戸市が受理をした際の收受印がないため提出日の確認ができないが、神戸市所管局担当者によると、例年ゴールデンウイーク明けに提出されるとのことであった。指定管理料のうち、修繕費は指定管理者協定書第5条第2項に基づき精算する必要があるため、協定書どおりに事業報告書を提出し精算を行うべきである。

⑤ 備品の管理を適正に行うべきもの

自然の家の備品台帳を確認したところ、令和元年度中に登録された備品はなかったが、備品に該当すると思われる物品の購入があった。

(購入された物品)

- ・8月17日に小口現金で購入した「スポットエアコン（53,892円）」2台
- ・8月27日に小口現金で購入した「ウインドエアコン（30,800円）」1台

「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「8.4.21 備品の取り扱いに関する記載」のなかで、「指定管理者の負担において購入等を行ったものについては、市と指定管理者のいずれの帰属とするかを予め決定し、応募要領に記載してください。」とされている。また、「神戸市立自然の家指定管理者応募要領」の「19 業務を行うにあたっての基本的事項（7）備品の取扱い」で、「指定管理者が修理、買い替え、または補充した備品のうち、施設の運営管理に必要な備品等については施設に付属するものであり、本市の所有となります。詳細については協定等で定めます。本市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理するとともに、指定期間終了の際には、確実に次期指定管理者に引き継いでください。」とされており、指定管理者協定書第12条第1項で「備品等が経年劣化等により業務の用に供することができなくなった場合、乙（指定管理者）は、甲（神戸市）との協議により、必要に応じて当該備品等を購入または調達するものとする。指定管理者が指定管理料で購入した備品について、乙は甲との協議により、年度内に甲へ寄付するものとする。」とされている。

指定管理者協定書第12条第1項で定められているとおり、神戸市と協議のうえ、購入した備品を神戸市へ寄付をし、神戸市物品会計規則等に基づき管理するべきである。

（2）意見

① 業務報告書の記載事項について

指定管理者協定書では、その第3条で、指定管理者が行う業務として、「施設の維持管理業務」、「施設の運営業務」、「野外活動への支援指導業務」、「給食等の提供業務」、「利便施設の運営業務」、「自主事業の企画・実施」、「その他市長が必要と認める業務」と規定している。

また、第14条第2項では、事業報告書に記載する内容として、「自然の家の管理運営の実施状況及び利用状況」、「自然の家の施設ごとの使用料の収入実績」、「自然の家の施設ごとの管理に係る経費の収支状況」、「自然の家の自主事業に係る経費の収支状況」、「自然の家の保全状況（修繕実施状況を含む）」、「その他、協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項」と規定している。

ア 給食等の提供業務の収支状況について

「神戸市立自然の家指定管理者応募要領」（平成29年7月神戸市教育委員会）では、応募書

類のうちの「収支予算書」について、「自然の家の管理運営業務」「給食等の提供業務」「自主事業」のそれぞれについて作成するよう求めており、それに基づき現指定管理者も応募の際に提出しているが、協定書第14条第2項で「給食等の提供業務の収支状況」とは明記されておらず、神戸市所管局も要求していないため事業報告書に記載されておらず、当該業務の収支状況が明らかでない。

「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「12.2 事業報告書等 12.2.3 収支状況」で、「収支状況は、管理の実態を把握する上でも重要な情報です。そのため、指定管理業務及び自主事業に係る経費を区分経理するとともに、必要に応じて、指定管理業務や自主事業の区分のみでなく、事業別の収支を報告させるなど、管理運営の実態把握に努めてください。」と記載されている。

神戸市所管局は、業務全体の実態を把握するため、「給食等の提供業務」についても収支状況の報告を求めるよう検討されたい。

イ 報告が必要な情報の整理について

協定書第14条第2項で規定されている「自然の家の施設ごとの使用料の収入実績」、「自然の家の施設ごとの管理に係る経費の収支状況」について、事業報告書に記載されていなかった。これについて、指定管理者によると、神戸市所管局から記載を求められたことはないとのことであった。なお、自然の家全体の使用料の収入実績や管理に係る経費の収支状況については記載されていた。

神戸市所管局は、報告が必要な情報を精査し、必要な情報だけを求めるよう協定書の規定を整理されたい。

凡例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
 - 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
 - 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が1,000%以上のもの。
 - 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。